

平成 27 年 9 月 8 日

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の 運営に関する実態調査 〈調査結果に基づく勧告〉

総務省では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局 財務、経済産業等担当評価監視官室

担 当：大塚（おおつか）、長廻（ながさこ）、横山（よこやま）、
片岡（かたおか）

電 話：03-5253-5435

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図るため、再エネ特措法に基づき平成24年7月から固定価格買取制度（注1）を導入

（注1）電力会社が再生可能エネルギーにより発電された電気を固定価格で買い取る制度。買取りに必要な費用（実際の買取費用から、再エネ電気を買い取ることで電力会社が支出を回避できた燃料費などの費用を除く。）は、電気使用者から賦課金（経済産業大臣が定める単価×電気使用量で算出。通常の電気料金と合わせて負担）として徴収

- 再エネ発電設備の導入が着実に進む一方（注2）、買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとするなどの意図で着工に至らない案件（「意図的未着工案件」）等が発生し、経済産業省が逐次、改善策を実施（注3）。また、電気使用者の負担は年々増加（注4）

（注2）運転開始した再エネ発電設備：平成24年6月末約2,060万kW → 27年3月末約3,936万kW（制度開始前の約1.9倍）。増加分の約97%が太陽光

（注3）①太陽光発電設備について設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定取消し（平成25年9月～）・失効（平成26年4月～）

②太陽光発電設備の買取価格の決定時期の見直し（平成27年2月～）

③「分割案件」の禁止（平成26年4月～）

④出力抑制を求めることができる発電設備の範囲見直し（平成27年1月～）等

（注4）賦課金総額：平成25年度実績 約3,190億円（標準家庭の場合、年額1,260円）→ 27年度見込み 約1兆3,222億円（同5,688円）

- 現在、再エネ特措法に基づき、経済産業省において制度の在り方について検討中

⇒ 再生可能エネルギーについては今後とも増加が見込まれる一方、太陽光に偏った導入や電力会社への接続の制約等が認められることから、再生可能エネルギーの利用の促進と電気使用者の負担増加の抑制を両立するため、速やかに固定価格買取制度の在り方について見直しを行う必要がある。

勧告日：平成27年9月8日
勧告先：経済産業省

調査対象：経済産業省
8経済産業局
9電力会社
関係団体等

主な調査事項

発電設備の認定状況

電力会社への接続状況

固定価格買取制度に係る収支状況

主な調査結果

禁止した「分割案件」のおそれがあるものを認定

電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳の提示が不十分

買取りに必要な財源の不足のため金融機関から借入れ。借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せされ、電気使用者の負担が増加

主な勧告

発電設備の認定の適正化

電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

買取りに必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

1 発電設備の認定の適正化

調査結果

結果報告書P28～31

○ 意図的未着工案件対策の回避防止等として禁止した「分割案件」(注1)のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ

- 平成26年5～11月までの間に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備全32,813設備のうち、1,451設備が「分割案件」のおそれあり(注2)
- 1,451設備のうち、関東・九州経済産業局が管内の877設備について改めて確認したところ、少なくとも712設備(約81%)は「分割案件」のおそれ(不明140設備(約16%)、非該当25設備(約3%))

(注1) 発電事業者が特段の理由がないのに同一の又は近接した場所において、例えば出力50kW未満になるよう発電設備を分割して設置しようと認定申請するもの。平成26年度から原則として禁止

(注2) 1,451設備のほかに、認定後の発電事業者の変更により「分割案件」と同様の状態が生じたものが6設備

(参考)

太陽光発電設備に適用される主な制度	出力50kW未満	出力50kW以上
電気主任技術者の選任	×	○
工事着工前までの保安規程の届出	×	○
設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定失効制度の適用	×	○

上記712設備(いずれも出力30kW以上50kW未満)の約7割(524設備)は出力45kW以上50kW未満。

勧告

発電設備の認定時及び変更の届出時における「分割案件」ではないことの確認の徹底

2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

調査結果

結果報告書P49～52

○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳(注)の提示が不十分

- 調査対象161設備のうち①内訳の提示なし 15設備(うち提示を求めたが断られたものが1設備)
- ②内訳の提示不十分 37設備(うち詳細な内訳を求めたが断られたものが1設備)

(注) 発電事業者が電力会社へ接続するために負担しなければならない電線、電力量計等の設置に要する費用(工事費負担金)が合理的かつ必要であることの根拠について、電力会社はその内訳を書面で発電事業者を示さなければならないとされている。

勧告

電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示について指導

3 買取りに必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

調査結果

結果報告書P72~74

- 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り（注）、買取りに必要な財源が不足したため、金融機関から借入れ（平成25年11月から借入れ。26年度末の借入残高約1,424億円）を行い、買取りに必要な財源に充当

（注）買取電力量：平成25年度 見込み 161.1億kWh - 実績 181.2億kWh（対見込み比112.5%）
26年度 見込み 239.1億kWh - 実績 286.0億kWh（対見込み比119.6%）

- 借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せ（平成27年3月末時点までの累計で、利息約5.15億円+借入手数料等約3.45億円=計8.6億円）。賦課金を支払う電気使用者の負担が増加

勧告

買取電力量の見込みをより精緻化するなど必要な措置の実施

◎（参考）固定価格買取制度の主な仕組み

